

緑の風 FAX版



NO. 17 2019年 9月11日 JR東労組

J R 東労組ホームページ

台風15号の被害に伴う住宅災害給付の発生について

9月8日～9日にかけて台風15号が関東地方を横断し、多くの輸送混乱が発生している中、職場・現場において奮闘されたみなさまに敬意を表します。

停電や断水など、台風15号がもたらした影響は大きなものであり、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

以下の内容で共済給付が発生しますので、分会・支部の共済担当者に申告していただくようお願いいたします。

住宅災害給付について

《持ち家の場合》

給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	50万円
半壊（延面積40%以上）	30万円
一部損壊（延面積20%以上）	7万円
床下浸水で地盤面から30cmを超えるとき	2万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円を超えるとき	5千円

《借家の場合（家財のみ）》

給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	20万円
半壊（延面積40%以上）	12万円
一部損壊（延面積20%以上）	3万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円を超えるとき	5千円

《単身赴任者が赴任先で被災した場合》

給付区分	共済金
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円を超えるとき	5千円

給付の対象になるもの

- ①共済契約者が所有し、現に居住している建物の災害。
 - ・建物を所有せず借家等に居住の場合は衣類、家具、家電製品のみを対象とします。
 - ・単身赴任者が赴任先で被災した場合は、見舞金相当の金額が給付されます。
- ②「共済契約者が居住している建物」には、居住を目的とする建物および、その建物内に収容されている衣類、寝具、家具、家電製品（テレビ、パソコン、電子レンジ、エアコン室内機・室外機他）、カメラが含まれます。
- ③雨どい、ベランダ、テラス、太陽光パネル、太陽温水器、アンテナ、ボイラーなど。
- ④マンションなどの集合住宅で、上の階の水漏れにより被害を受けた場合。
- ⑤空き巣による居住部分のドアや窓ガラスの破損で、被害額が2万円以上の場合。
- ⑥ひょうによる窓ガラスの破損で、2万円以上の被害の場合。
- ⑦棟続きの車庫および建物

申請につきましては

分会・支部の共済担当者に申し出てください！